

災害時対応型自動販売機（飲料）設置基準

制定（平成 24 年 2 月 7 日 目総防第 2 2 3 7 号）

1 趣旨

この基準は、災害時に緊急的な飲料確保の必要が生じた際に、自動販売機内に存する飲料を活用することを目的として飲料を無料で提供できる機能を備えた自動販売機（以下「災害時対応型自動販売機」という。）を設置する場合の設置基準を定めるものとする。

2 災害時対応型自動販売機設置の対象施設及び設置場所

(1) 災害時対応型自動販売機を設置する対象施設は、有人管理が行われる区施設とし、その設置場所は当該施設の屋内とする。

(2) (1)の区施設は、次のとおりとする。

- ・ 総合庁舎
- ・ 目黒区民センター
- ・ めぐる区民キャンパス
- ・ 地区サービス事務所
- ・ 碑文谷保健センター
- ・ 住区センター
- ・ 福祉工房
- ・ スマイルプラザ中央町
- ・ 社会教育館
- ・ 体育館
- ・ 防災センター

3 災害時対応型自動販売機の機種及び操作

(1) 災害時対応型自動販売機は、設置場所において操作者が操作することにより、飲料を無料で提供できる機能へ切り替えることができる機種とする。

(2) 災害発生時の災害時対応型自動販売機の操作者は、当該自動販売機が設置されている当該施設の管理者とする。

4 飲料の無償提供

設置事業者は、目黒区の区域内において、震度 5 弱以上の地震又は大規模災害が発生し、災害時対応型自動販売機が設置されている施設に区民等が避難した場合等においては、災害対策本部の指示又は施設管理者の状況判断により、災害時対応型自動販売機内の飲料を無償で提供する。

5 防災情報の提供

電光掲示付き災害時対応型自動販売機を設置する場合は、事前に当該自動販売機の電光掲示に係る情報提供等に関して、設置事業者と別途協定を締結するものとする。

以 上